

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
2	<p>第1編 総則 (追加)</p>	<p>第1編 総則 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念</p> <p><u>「人と緑 かがやく創造のまち」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりを目指している本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</u></p> <p><u>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。</u></p> <p><u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</u></p> <p><u>県、市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取り組みを進めていかなければならない。</u></p> <p><u>また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</u></p> <p><u>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</u></p> <p>1 災害予防段階</p> <p><u>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。</u></p>

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
		<p>2 災害応急対策段階</p> <p><u>（1） 発生直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を的確に配分する。</u></p> <p><u>（2） 被害者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要するもの（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</u></p> <p>3 災害復旧・復興段階</p> <p><u>災害発生後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。</u></p> <p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p><u>防災基本計画、愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p><u>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市・県の相互支援体制を構築すること。</u></p> <p><u>また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</u></p> <p>2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項</p> <p><u>被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築す</u></p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
3	<p>第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1 市</p> <p>市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるととも</p>	<p>ること。</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p> <p>5 事業者や住民等との連携に関する事項</p> <p>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画の位置付けと地区住民等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。</p> <p>6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項</p> <p>大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は県と連携し住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。</p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1 市</p> <p>市は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるとともに、</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	<p>に、防災に対応できる地域づくり、人づくりへの取り組みを市民とともに進める。</p> <p>2 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。また、指定公共機関等は、市長に対し応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。</p>	<p>防災に対応できる地域づくり、人づくりへの取り組みを市民とともに進める。</p> <p>2 県</p> <p>県は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>その業務の公共性、又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。また、指定公共機関等は、市長に対し応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
4	<p>また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県関係機関</p> <p>（2）愛知県小牧警察署</p> <p><u>ス 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。</u></p>	<p>実施する。また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県関係機関</p> <p>（2）愛知県小牧警察署</p> <p>（削除）</p>
5	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>（1）名古屋地方気象台</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする（気象警報・注意報については、市町村を単位とした発表を実施する。）。</p> <p>（追加）</p> <p><u>イ 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する。</u></p> <p><u>ウ～オ （略）</u></p> <p>（追加）</p> <p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>（5）小牧市社会福祉協議会</p> <p>ア ボランティア活動の体制づくりに協力する。</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>（1）名古屋地方気象台</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする（気象警報・注意報については、市町村を単位とした発表を実施する。）。</p> <p><u>イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の設備の整備に努める。</u></p> <p><u>ウ 気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</u></p> <p><u>エ～カ （略）</u></p> <p><u>キ 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</u></p> <p><u>ク 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u></p> <p><u>ケ 県や市、その他防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p> <p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>（5）小牧市社会福祉協議会</p> <p>ア ボランティア活動の体制づくりに協力する。</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
10	<p>イ <u>災害時要援護</u>の救援活動に協力する。</p> <p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 2 市民等の基本的責務</p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者・<u>災害時要援護者</u>を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <table border="1" data-bbox="183 1241 976 1297"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防総務課、予防課、福祉課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>2 自主防災組織等における措置 (1) 平常時活動 ア 情報の収集伝達体制の確立</p>	実施担当	消防総務課、予防課、福祉課、危機管理課	<p>イ <u>要配慮者</u>の救援活動に協力する。</p> <p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 2 市民等の基本的責務</p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者・<u>避難行動要支援者</u>を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 <u>(1) 市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u> <u>この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。</u> <u>(2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の地区の住民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <table border="1" data-bbox="1184 1241 1977 1297"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防総務課、予防課、福祉総務課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>2 自主防災組織等における措置 (1) 平常時活動 ア 情報の収集伝達体制の確立</p>	実施担当	消防総務課、予防課、福祉総務課、危機管理課
実施担当	消防総務課、予防課、福祉課、危機管理課					
実施担当	消防総務課、予防課、福祉総務課、危機管理課					

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
12	<p>イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ウ 火気使用設備器具等の点検 エ 防災用資機材の備蓄及び管理 オ 地域内の<u>災害時要援護者</u>の把握</p> <p>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進 災害時の具体的な受入れ体制の確立に関しては、「職員初動体制マニュアル」によるものとするが、以下の点に留意しつつ災害時に備えるものとする。 (1) ボランティアの受入れ体制の整備 ア <u>小牧市社会福祉協議会にボランティア受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保し、災害ボランティア支援センターを設置する。</u> イ <u>市は、ボランティア・コーディネーターを派遣することを協力するボランティア団体（協力団体）へボランティア・コーディネーターの派遣を要請する。</u> ウ <u>災害ボランティア支援センターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</u> エ <u>あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</u> オ 防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティア<u>支援センター</u>の立ち上げ訓練を行う。</p>	<p>イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ウ 火気使用設備器具等の点検 エ 防災用資機材の備蓄及び管理 オ 地域内の<u>要配慮者</u>の把握</p> <p>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進 災害時の具体的な受入れ体制の確立に関しては、「職員初動体制マニュアル」によるものとするが、以下の点に留意しつつ災害時に備えるものとする。 (1) ボランティアの受入れ体制の整備 ア <u>市は、あらかじめ平常時において定期的に次の1～3等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</u> 1 <u>小牧市社会福祉協議会にボランティア受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保し、災害ボランティアセンターを設置する。</u> 2 <u>市は、ボランティア・コーディネーターを派遣することを協力するボランティア団体（協力団体）へボランティア・コーディネーターの派遣を要請する。</u> 3 <u>災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</u> イ 防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</p>				
13	<p>第3節 企業防災の促進</p> <table border="1" data-bbox="183 1230 976 1286"> <tr> <td>実施担当</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	商工観光課	<p>第3節 企業防災の促進</p> <table border="1" data-bbox="1184 1230 1977 1286"> <tr> <td>実施担当</td> <td>企業立地推進課、商工振興課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	企業立地推進課、商工振興課
実施担当	商工観光課					
実施担当	企業立地推進課、商工振興課					
15	<p>第2章 水害予防対策 ■基本方針</p>	<p>第2章 水害予防対策 ■基本方針</p>				

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																		
	<p>○ 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、保安林整備及び地すべり防止等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な災害時要援護者の人命保護が重要である。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 454 1131 1141"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 総合的治山対策</td> <td>中部森林 管理局</td> <td>1 (1) 山地治山事業 (追加) (追加) 1 (2) 保安林整備事業 (追加) (追加) 1 (3) 地すべり防止事業 (追加)</td> </tr> <tr> <td>第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策</td> <td>災害時要 援護者者 関連施設</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 総合的治山対策	中部森林 管理局	1 (1) 山地治山事業 (追加) (追加) 1 (2) 保安林整備事業 (追加) (追加) 1 (3) 地すべり防止事業 (追加)	第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策	災害時要 援護者者 関連施設	(略)	<p>○ 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、保安林整備及び地すべり防止等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1153 454 2161 1141"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 総合的治山対策</td> <td>中部森林 管理局</td> <td>(削除) 1 (1) 復旧治山事業 1 (2) 予防治山事業 1 (3) 保安林整備事業 1 (4) 地域防災対策総合治山事業 1 (5) 水源地域整備事業 (削除) 1 (6) 共生保安林整備事業</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策</td> <td>要配慮者 者関連施 設</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 総合的治山対策	中部森林 管理局	(削除) 1 (1) 復旧治山事業 1 (2) 予防治山事業 1 (3) 保安林整備事業 1 (4) 地域防災対策総合治山事業 1 (5) 水源地域整備事業 (削除) 1 (6) 共生保安林整備事業	第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策	要配慮者 者関連施 設	(略)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第1節 総合的治山対策	中部森林 管理局	1 (1) 山地治山事業 (追加) (追加) 1 (2) 保安林整備事業 (追加) (追加) 1 (3) 地すべり防止事業 (追加)																		
第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策	災害時要 援護者者 関連施設	(略)																		
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第1節 総合的治山対策	中部森林 管理局	(削除) 1 (1) 復旧治山事業 1 (2) 予防治山事業 1 (3) 保安林整備事業 1 (4) 地域防災対策総合治山事業 1 (5) 水源地域整備事業 (削除) 1 (6) 共生保安林整備事業																		
第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策	要配慮者 者関連施 設	(略)																		
16	<p>第1節 総合治山対策</p> <p>1 中部森林管理局及び県における措置</p> <p>(1) 山地治山事業</p> <p><u>荒廃地の復旧整備及び荒廃危険地の整備をし、山地に起因する災害の未然防止を図る。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>第1節 総合治山対策</p> <p>1 中部森林管理局及び県における措置</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 復旧治山事業</p>																		

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
	<p>(追加)</p> <p><u>(2) 保安林整備事業</u> 地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林及び生活環境を保全すべき保安林を整備して、水源かん養及び土砂流出、崩壊等防災機能の高度発揮を図る。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(3) 地すべり防止事業</u> 地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり防止区域内の地すべりを防止する。</p> <p>(追加)</p> <p>第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策</p> <table border="1" data-bbox="183 1278 976 1334"> <tr> <td>実施担当</td> <td>河川課、福祉課</td> </tr> </table> <p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 施設管理者等に対する情報の提供</p>	実施担当	河川課、福祉課	<p><u>山腹崩壊地、侵食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。</u></p> <p><u>(2) 予防治山事業</u> <u>荒廃危険地、荒廃危険溪流の崩壊等を予防し、山地災害の防止を図る。</u></p> <p><u>(3) 保安林整備事業</u> 地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林及び生活環境を保全すべき保安林を整備して、水源かん養及び土砂流出、崩壊等の防災機能の高度発揮を図る。</p> <p><u>(4) 地域防災対策総合治山事業</u> <u>荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、緊急かつ総合的に事業を実施する。</u></p> <p><u>(5) 水源地域整備事業</u> <u>ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源涵養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(6) 共生保安林整備事業</u> <u>市街地等の周辺に存する保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するため、森林の造成改良整備等を実施する。</u></p> <p>第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策</p> <table border="1" data-bbox="1184 1278 1977 1334"> <tr> <td>実施担当</td> <td>河川課、福祉総務課</td> </tr> </table> <p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 施設管理者等に対する情報の提供</p>	実施担当	河川課、福祉総務課
実施担当	河川課、福祉課					
実施担当	河川課、福祉総務課					

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
17	<p>山地災害危険地区等土砂災害の危険箇所に所在する、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者（以下、「災害時要援護者」という。）<u>関連施設の調査結果に基づき、山地災害危険地区等土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。</u></p> <p>3 災害時要援護者における措置</p> <p>第3節 砂防対策</p> <p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>（2）急傾斜地崩壊防止事業</p> <p>集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上、こう配30度以上、がけの高さ5m以上の箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう県に対し働きかける。指定された急傾斜地崩壊危険区域には、標識等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロール等を実施する。なお、崩壊防止工事については、土地保有者等が施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施工するほか、県に対しても工事施工等について積極的な働きかけを行う。</p>	<p>山地災害危険地区等土砂災害の危険箇所に所在する、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者（以下、「要配慮者」という。）<u>関連施設の調査結果に基づき、山地災害危険地区等土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。</u></p> <p>3 要配慮者における措置</p> <p>第3節 砂防対策</p> <p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>（2）急傾斜地崩壊防止事業</p> <p>集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上、こう配30度以上、がけの高さ5m以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう県に対し働きかける。指定された急傾斜地崩壊危険区域には、標識等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロール等を実施する。なお、崩壊防止工事については、土地保有者等が施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施工するほか、県に対しても工事施工等について積極的な働きかけを行う。</p>
19	<p>第5節 農地防災対策</p> <p>1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置</p> <p>（2）老朽ため池整備事業</p> <p>老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。</p> <p>（追加）</p>	<p>第5節 農地防災対策</p> <p>1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置</p> <p>（2）老朽ため池整備事業</p> <p>老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。</p> <p><u>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため</u></p>

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案												
20	<p>第3章 事故・火災予防対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8節 地階等の保安 対策</td> <td>地階等の 所有者・ 管理者・ 占有者</td> <td>2(1) 防火避難施設の点検整備 2(2) 防火・防災管理体制の強化及び消防用設 備等の点検整備 2(3) 非常用通信設備の整備充実 2(4) 利用者に対する責務</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第8節 地階等の保安 対策	地階等の 所有者・ 管理者・ 占有者	2(1) 防火避難施設の点検整備 2(2) 防火・防災管理体制の強化及び消防用設 備等の点検整備 2(3) 非常用通信設備の整備充実 2(4) 利用者に対する責務	<p>池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>第3章 事故・火災予防対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8節 地階等の保安 対策</td> <td>地階等の 所有者・ 管理者・ 占有者</td> <td>2(1) 防火避難施設の点検整備 2(2) 防火・防災管理体制の強化及び消防用設 備等の点検整備 2(3) 非常用通信設備の整備充実 2(4) 利用者に対する広報と従業員に対する 消防計画の周知徹底</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第8節 地階等の保安 対策	地階等の 所有者・ 管理者・ 占有者	2(1) 防火避難施設の点検整備 2(2) 防火・防災管理体制の強化及び消防用設 備等の点検整備 2(3) 非常用通信設備の整備充実 2(4) 利用者に対する広報と従業員に対する 消防計画の周知徹底
区 分	機 関 名	主 な 措 置												
第8節 地階等の保安 対策	地階等の 所有者・ 管理者・ 占有者	2(1) 防火避難施設の点検整備 2(2) 防火・防災管理体制の強化及び消防用設 備等の点検整備 2(3) 非常用通信設備の整備充実 2(4) 利用者に対する責務												
区 分	機 関 名	主 な 措 置												
第8節 地階等の保安 対策	地階等の 所有者・ 管理者・ 占有者	2(1) 防火避難施設の点検整備 2(2) 防火・防災管理体制の強化及び消防用設 備等の点検整備 2(3) 非常用通信設備の整備充実 2(4) 利用者に対する広報と従業員に対する 消防計画の周知徹底												
23	<p>第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>3 愛知県労働局、県及び市における措置</p> <p>（追加）放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるものとする。</p> <p>（追加）</p>	<p>第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>3 愛知県労働局、県及び市における措置</p> <p><u>（1）放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>（2）県は、放射性物質取扱業者、研究機関及び自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平常時及び緊急時における連携の強化を図るものとする。</u></p>												
25	<p>第6節 高圧ガス保安対策</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課、（追加）、関係事業者</td> </tr> </table> <p>第7節 林野火災対策</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>農政課、予防課、（追加）</td> </tr> </table>	実施担当	予防課、（追加）、関係事業者	実施担当	農政課、予防課、（追加）	<p>第6節 高圧ガス保安対策</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課、消防署、関係事業者</td> </tr> </table> <p>第7節 林野火災対策</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>農政課、予防課、消防署</td> </tr> </table>	実施担当	予防課、消防署、関係事業者	実施担当	農政課、予防課、消防署				
実施担当	予防課、（追加）、関係事業者													
実施担当	農政課、予防課、（追加）													
実施担当	予防課、消防署、関係事業者													
実施担当	農政課、予防課、消防署													
27	<p>第4章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 交通・ライフライン関係施設対策</p>	<p>第4章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 交通・ライフライン関係施設対策</p>												

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
31	<p>4 空港</p> <p>県（名古屋空港事務所）は、航空機事故等による災害を防止するため、管制塔及び<u>空港保安施設</u>の整備を推進する。</p> <p>9 下水道</p> <p>（3）自家発電設備等の整備</p> <p><u>常用</u>電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</p>	<p>4 空港</p> <p>県（名古屋空港事務所）は、航空機事故等による災害を防止するため、管制塔及び<u>航空保安施設等</u>の整備を推進する。</p> <p>9 下水道</p> <p>（3）自家発電設備等の整備</p> <p><u>商用</u>電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</p>
33	<p>第5章 都市の防災性の向上</p> <p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p>1 市おける措置</p> <p>（2）都市における公園等の整備</p> <p>都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間(オープンスペース)を整備することが必要である。</p> <p>市は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。</p> <p>都市公園は、過去の例が示すように<u>震災</u>時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。</p> <p><u>今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、都市公園(防災公園)の整備を積極的に推進していく。</u></p>	<p>第5章 都市の防災性の向上</p> <p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p>1 市おける措置</p> <p>（2）都市における公園等の整備</p> <p>都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間(オープンスペース)を整備することが必要である。</p> <p>市は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。</p> <p>都市公園は、過去の例が示すように<u>災害</u>時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。</p> <p>（削除）</p>
36	<p>第6節 地階等の浸水対策</p> <p>3 地階等の管理者及び市における措置</p> <p>（1）避難体制の確立</p>	<p>第6節 地階等の浸水対策</p> <p>3 地階等の管理者及び市における措置</p> <p>（1）避難体制の確立</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
38	<p>地階等の管理者は、<u>円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。</u></p> <p>第6章 地盤災害の予防 第2節 宅地造成の規制指導 1 市における措置 <u>(1) 宅地造成工事規制区域</u> 市は、宅地造成に伴い、<u>がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u> <u>(2) 造成宅地防災区域</u> 市は県に協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。 <u>(3) 宅地危険箇所の防災パトロール</u> 市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。 （追加）</p>	<p>地階等の管理者は、<u>利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。</u></p> <p>第6章 地盤災害の予防 第2節 宅地造成の規制指導 1 市における措置 （削除）</p> <p>(1) 造成宅地防災区域 大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。 (2) 宅地危険箇所の防災パトロール 災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。</p> <p>2 愛知県における措置 【宅地造成工事規制区域】 宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</p>
40	<p>第4節 被災宅地危険度判定の体制整備 1 市における措置</p>	<p>第4節 被災宅地危険度判定の体制整備 1 市における措置</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
44	<p>(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録</p> <p>市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会（追加）により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p> <p>第8章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市長等は、あらかじめ<u>避難場所</u>や<u>避難所</u>の<u>選定</u>及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 県、市及び<u>災害時要援護者</u>が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。</p> <p>○ 市は、<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、<u>災害時要援護者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、<u>災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」</u>を踏まえ、市が作成している「<u>小牧市災害時要援護者支援体制マニュアル</u>」を活用するものとする。</p> <p>○ 災害発生時には、<u>災害時要援護者</u>への特別な配慮、支援が重要であり、市及び<u>災害時要援護者</u>を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、</p>	<p>(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録</p> <p>市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会<u>被災宅地危険度判定分科会</u>により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p> <p>第8章 避難者・要配慮者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市長等は、あらかじめ<u>指定緊急避難場所</u>や<u>指定避難所</u>の<u>指定</u>及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 県、市及び<u>要配慮者</u>が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、<u>要配慮者</u>に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。</p> <p>○ 市は、<u>避難行動要支援者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、<u>避難行動要支援者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、<u>内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」</u>や、市が作成している「<u>小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル</u>」を活用するものとする。</p> <p>○ 災害発生時には、<u>避難行動要支援者</u>への特別な配慮、支援が重要であり、市及び<u>避難行動要支援者</u>を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。特に、</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																		
45	<p>地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。 特に、<u>災害時要援護者の支援</u>については、「<u>小牧市災害時要援護者支援体制マニュアル</u>」に沿って、平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等に努めるものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="161 459 1135 1045"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 避難所の整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) <u>避難所等収容施設</u>の整備 1 (2) <u>避難所・避難場所</u>の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第6節 <u>災害時要援護者の安全対策</u></td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者対策</u> (追加) <u>(4)・(5)</u> (略) 1 (6) 洪水時の<u>災害時要援護者</u>が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 避難場所の確保 1 市における措置 避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。 (追加)</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第2節 避難所の整備	市	1 (1) <u>避難所等収容施設</u> の整備 1 (2) <u>避難所・避難場所</u> の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備	第6節 <u>災害時要援護者の安全対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者対策</u> (追加) <u>(4)・(5)</u> (略) 1 (6) 洪水時の <u>災害時要援護者</u> が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達	<p><u>避難行動要支援者の支援</u>については、「<u>小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル</u>」に沿って、平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等に努めるものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1158 459 2136 1045"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 避難所の整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) <u>避難所等</u>の整備 1 (2) <u>指定避難所</u>の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第6節 <u>要配慮者の安全対策</u></td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者の要配慮者対策</u> 1 (4) <u>避難行動要支援者対策</u> <u>(5)・(6)</u> (略) 1 (7) 洪水時の<u>要配慮者</u>が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 避難場所の確保 1 市における措置 避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。 <u>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</u></p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第2節 避難所の整備	市	1 (1) <u>避難所等</u> の整備 1 (2) <u>指定避難所</u> の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備	第6節 <u>要配慮者の安全対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者の要配慮者対策</u> 1 (4) <u>避難行動要支援者対策</u> <u>(5)・(6)</u> (略) 1 (7) 洪水時の <u>要配慮者</u> が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第2節 避難所の整備	市	1 (1) <u>避難所等収容施設</u> の整備 1 (2) <u>避難所・避難場所</u> の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備																		
第6節 <u>災害時要援護者の安全対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者対策</u> (追加) <u>(4)・(5)</u> (略) 1 (6) 洪水時の <u>災害時要援護者</u> が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達																		
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第2節 避難所の整備	市	1 (1) <u>避難所等</u> の整備 1 (2) <u>指定避難所</u> の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備																		
第6節 <u>要配慮者の安全対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者の要配慮者対策</u> 1 (4) <u>避難行動要支援者対策</u> <u>(5)・(6)</u> (略) 1 (7) 洪水時の <u>要配慮者</u> が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達																		
46	<p>第2節 避難所の整備</p>	<p>第2節 避難所の整備</p>																		

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案												
47	<p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難所等収容施設の整備</u></p> <p>市は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等収容施設の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p>(2) <u>避難所・避難場所の事前指定</u></p> <p>ア 市は、<u>指定に際しては、住民にとって身近な施設にするとともに、二次災害等のおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との災害時緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること及び環境衛生上問題のないこと等を検討しておくものとする。</u></p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、<u>災害時要援護者</u>等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>ウ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="161 941 1025 1093"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</td> </tr> </table>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積	<p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難所等の整備</u></p> <p>市は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等収容施設の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p>(2) <u>指定避難所の事前指定</u></p> <p>ア 市は、<u>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</u></p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、<u>要配慮者</u>等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>ウ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1180 941 2157 1093"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</td> </tr> </table>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積													
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積													
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積													
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積													
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積													
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積													
48	<p>※ 介護が必要な<u>災害時要援護者</u>のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p> <p>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>要援護高齢者、障がい者</u>等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な</p>	<p>※ 介護が必要な<u>要配慮者</u>のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p> <p>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>配慮を要する高齢者、障がい者</u>等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施</p>												

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
	<p>施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど<u>災害時要援護者</u>にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等</p> <p>イ 運営事務機能整備：コピー機、パソコン等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等</p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が平成9年度（平成18年12月改訂）に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>第3節 避難道路の確保と交通規制対策</p> <table border="1" data-bbox="183 1230 1128 1286"> <tr> <td>実施担当</td> <td>交通防犯課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課</td> </tr> </table> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p>(1) 避難道路の通行確保</p> <p>市職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難</p>	実施担当	交通防犯課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課	<p>施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u>」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど<u>要配慮者</u>にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等</p> <p>イ 運営事務機能整備：コピー機、パソコン等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等</p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が平成9年度（平成18年12月改訂）に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>なお、避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u></p> <p>第3節 避難道路の確保と交通規制対策</p> <table border="1" data-bbox="1189 1230 2134 1286"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民安全課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課</td> </tr> </table> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p>(1) 避難道路の通行確保</p> <p>市職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難が</p>	実施担当	市民安全課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課
実施担当	交通防犯課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課					
実施担当	市民安全課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課					

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
49	<p>ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。</p> <p>第6節 災害時要援護者の安全対策</p> <table border="1" data-bbox="183 411 1126 603"> <tr> <td data-bbox="183 411 342 603">実施担当</td> <td data-bbox="342 411 1126 603"> 災害時要援護者対策は、以下の区分による。 <u>障がい者</u>:福祉課 <u>高齢者</u>:長寿介護課 外国人:<u>生活交流課</u> </td> </tr> </table> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 対象者の把握</p> <p><u>災害時要援護者</u>に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。</p> <p>ア <u>障がい者</u>:福祉課 イ <u>介護及び救護を要する高齢者</u>:長寿介護課 ウ <u>外国人</u>:生活交流課</p> <p>さらに、事業者及び地域における取り組みを進めるものとする。</p> <p>(2) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>施設管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。</p> <p>また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>イ 緊急連絡体制の整備</p>	実施担当	災害時要援護者対策は、以下の区分による。 <u>障がい者</u> :福祉課 <u>高齢者</u> :長寿介護課 外国人: <u>生活交流課</u>	<p>ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、<u>愛知県警が策定した交通規制計画に則り、災害の発生に備えるものとする。</u></p> <p>第6節 要配慮者の安全対策</p> <table border="1" data-bbox="1191 411 2134 603"> <tr> <td data-bbox="1191 411 1350 603">実施担当</td> <td data-bbox="1350 411 2134 603"> <u>要配慮者</u>対策は、以下の区分による。 <u>障がい者・高齢者</u>:福祉総務課、地域福祉課、介護保険課 外国人:<u>シティプロモーション課</u> </td> </tr> </table> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 対象者の把握</p> <p><u>要配慮者</u>に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。</p> <p>ア <u>障がい者・介護及び救護を要する高齢者</u>:福祉総務課、地域福祉課、介護保険課 イ <u>外国人</u>:<u>シティプロモーション課</u></p> <p>さらに、事業者及び地域における取り組みを進めるものとする。</p> <p>(2) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>施設管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。</p> <p>また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>イ 緊急連絡体制の整備</p>	実施担当	<u>要配慮者</u> 対策は、以下の区分による。 <u>障がい者・高齢者</u> :福祉総務課、地域福祉課、介護保険課 外国人: <u>シティプロモーション課</u>
実施担当	災害時要援護者対策は、以下の区分による。 <u>障がい者</u> :福祉課 <u>高齢者</u> :長寿介護課 外国人: <u>生活交流課</u>					
実施担当	<u>要配慮者</u> 対策は、以下の区分による。 <u>障がい者・高齢者</u> :福祉総務課、地域福祉課、介護保険課 外国人: <u>シティプロモーション課</u>					
50						

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	<p>市及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び施設等管理者は、<u>災害時要援護者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>災害時要援護者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>エ 防災備品の整備</p> <p>施設管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>(3) 在宅者対策</p> <p>ア 災害時要援護者等の状況把握</p> <p><u>市は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p> <p>イ 緊急警報システム等の整備</p> <p><u>災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p>ウ 応援協力体制の整備</p> <p>被災時の<u>災害時要援護者</u>の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>エ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p><u>災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害弱者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p>	<p>市及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び施設等管理者は、<u>要配慮者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>要配慮者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>エ 防災備品の整備</p> <p>施設管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>(3) 在宅の<u>要配慮者</u>対策 (削除)</p> <p>ア 緊急警報システム等の整備</p> <p><u>要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p>イ 応援協力体制の整備</p> <p>被災時の<u>要配慮者</u>の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ウ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p><u>要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害弱者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	(追加)	<p>(4) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項について、地域防災計画に定める。</p> <p>また、災害発生時あるいは災害発生の恐れがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定の締結を検討する。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>避難行動要支援者名簿の作成は、健康福祉部福祉総務課にて執り行う。その際は、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、健康福祉部等関係部局が保有する各施策の受給者情報を集約し、活用することに努める。</p> <p>1. 避難行動要支援者名簿に掲載する者</p> <p>ア. 要介護3以上の介護保険認定者</p> <p>イ. 身体障がい者の等級が1～3級を所持する身体障がい者（児）</p> <p>ウ. 療育手帳の判定区分がA、B判定の知的障がい者（児）</p> <p>エ. 市長が必要と認めた者</p> <p>2. 避難行動要支援者名簿に記載する事項</p> <p>氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他連絡先・避難支援を必要とする理由等を記載する。</p> <p>3. 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手方法</p> <p>市で把握していない情報の取得が名簿作成のために必要と認められると</p>

小牧市地域防災計画—風水害・原子力等災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
		<p><u>きは、災害対策基本法第49条の10第4項にて、関係都道府県等その他の者に対して情報提供を求めることができる。</u></p> <p><u>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿に登載される者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を年に1度更新し、関係者間で共有する。</u></p> <p><u>(エ) 避難支援等関係者</u></p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援等関係者は下記の者とする。なお、避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対する災害情報の伝達及び避難支援を行うこととする。</u></p> <p><u>ア. 区長</u></p> <p><u>イ. 民生・児童委員</u></p> <p><u>ウ. 自主防災組織</u></p> <p><u>エ. 小牧市社会福祉協議会</u></p> <p><u>オ. 愛知県小牧警察署</u></p> <p><u>カ. 小牧市消防本部</u></p> <p><u>キ. その他市長が認めた団体、個人</u></p> <p><u>(オ) 避難支援等関係者への情報提供</u></p> <p><u>避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意の上で、平常時から情報の提供を行う。</u></p> <p><u>情報の提供に際し、市は情報漏えいを防止するための以下の事項を講じる。</u></p> <p><u>1. 提供される名簿については、施錠可能な場所での保管を徹底し、複製の制限等による情報管理の徹底を図る。</u></p> <p><u>2. 避難支援関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に理解してもらい、必要以上に複製しないよう指導する。</u></p> <p><u>3. 区長、民生・児童委員、自主防災組織に対しては、該当地区の情報のみを提供する。</u></p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
50	<p><u>（4）外国人等に対する防災対策</u></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア 広域避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ 地域全体で<u>災害時要援護者への支援システム</u>や救助体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p><u>（5）浸水想定区域内の施設等の公表</u></p> <p>市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の<u>災害時要援護者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p><u>（6）洪水時の災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u></p> <p>市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の<u>災害時要援護者</u>が利用す</p>	<p><u>（カ）避難支援体制の構築</u></p> <p><u>避難支援等関係者は、地域の実情に応じ、避難支援体制を構築する。なお、構築にあたっては、市と小牧市社会福祉協議会が連携して支援を行う</u></p> <p><u>（キ）避難支援等関係者の安全確保</u></p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援を行うためには、避難支援等関係者の安全確保が大前提となる。市は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるように地域住民全体で話し合いルールや計画を作り周知することで、避難支援等関係者における安全確保の措置も決めておくよう、配慮する。</u></p> <p><u>（5）外国人等に対する防災対策</u></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア 広域避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ <u>外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるように、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ <u>多言語ややさしい日本語</u>による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p><u>（6）浸水想定区域内の施設等の公表</u></p> <p>市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の<u>要配慮者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p><u>（7）洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u></p> <p>市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の<u>要配慮者</u>が利用する施設で</p>

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																
52	<p>る施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>第9章 広域応援体制の整備</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="161 507 1126 762"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 広域応援体制の整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) <u>相互</u>応援協定の締結 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>防災関係 機関</td> <td>2 <u>要請</u>手続等の整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>相互</u>応援協定の締結</p> <p>市は、市域に係る災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第67条の規定により、<u>他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あつせん及び人員の派遣等について</u>応援協定を締結するよう努める。</p> <p>また、既に締結されている応援協定のほか、愛知県を通じて県外の消防機関に対して応援を求めることができるようにしている。</p> <p>2 防災関係機関における措置</p> <p>防災関係機関<u>相互</u>における応援要請又は応急措置の要請については、<u>あらかじめ</u>手続等を定めておく。</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) <u>相互</u> 応援協定の締結 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	防災関係 機関	2 <u>要請</u> 手続等の整備	<p>当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>第9章 広域応援体制の整備</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1158 507 2145 762"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 広域応援体制の整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) 応援協定の締結 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>防災関係 機関</td> <td><u>2 応援協定の締結等</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 応援協定の締結等</p> <p>市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、<u>相互</u>応援や民間団体等の協力を得るため、<u>災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等</u>により、<u>応援協定を締結するなど必要な措置を講ずる</u>よう努める。</p> <p>また、既に締結されている応援協定のほか、愛知県を通じて県外の消防機関に対して応援を求めることができるようにしている。</p> <p>2 防災関係機関における措置</p> <p>防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、<u>相互</u>応援や民間団体等の協力を得るため、<u>災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等</u>により、<u>応援協定を締結するなど必要な措置を講ずる</u>よう努める。</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) 応援協定の締結 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	防災関係 機関	<u>2 応援協定の締結等</u>
区 分	機関名	主な措置																
第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) <u>相互</u> 応援協定の締結 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備																
	防災関係 機関	2 <u>要請</u> 手続等の整備																
区 分	機関名	主な措置																
第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) 応援協定の締結 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備																
	防災関係 機関	<u>2 応援協定の締結等</u>																
53	<p>第3節 救援隊等による協力体制の整備</p>	<p>第3節 救援隊等による協力体制の整備</p>																

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案						
54	<p>1 市における措置 (追加)</p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 ■基本方針</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施に当たっては、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 (追加)</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <table border="1" data-bbox="183 890 1088 949"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、(追加)、消防総務課、予防課、消防署</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	危機管理課、(追加)、消防総務課、予防課、消防署	<p>1 市における措置 <u>(4) 尾張中北消防指令センター</u></p> <p><u>市は、犬山市、江南市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町及び扶桑町において火災等の緊急通報を広域的に一元管理し、大規模災害が発生した場合において、消防応援活動が迅速かつ的確に実施できるように努めるものとする。</u></p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 ■基本方針</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施に当たっては、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>○ <u>様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。</u></p>				
実施担当	危機管理課、(追加)、消防総務課、予防課、消防署							
57	<p>第3節 防災のための教育</p> <table border="1" data-bbox="183 1098 1088 1157"> <tr> <td>実施担当</td> <td>子育て支援課、教育総務課、学校教育課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課、危機管理課	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <table border="1" data-bbox="1184 890 2089 949"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、<u>総務課</u>、消防総務課、予防課、消防署</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 防災のための教育</p> <table border="1" data-bbox="1184 1098 2089 1157"> <tr> <td>実施担当</td> <td><u>こども政策課</u>、教育総務課、学校教育課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	危機管理課、 <u>総務課</u> 、消防総務課、予防課、消防署	実施担当	<u>こども政策課</u> 、教育総務課、学校教育課、危機管理課
実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課、危機管理課							
実施担当	危機管理課、 <u>総務課</u> 、消防総務課、予防課、消防署							
実施担当	<u>こども政策課</u> 、教育総務課、学校教育課、危機管理課							
60	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） ■基本方針 (追加)</p>	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） ■基本方針</p> <p>○ <u>要員（資器材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</u></p>						

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
61	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害対策本部 (追加)</p> <p><u>(ア)</u> 小牧市に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、大雨、洪水、暴風の各警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p><u>(イ)</u> 小牧市に気象業務法に基づく大雨、洪水の各注意報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p><u>(ウ)</u> 市内に大規模な地震、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、市長が必要と認めたとき。</p> <p>(略)</p> <p>エ 非常連絡</p> <p>災害応急対策を円滑に実施するため平常時においても体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員要領は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 配備の編成</p> <p>各班の班長（課長等）は、小牧市非常配備基準に基づき、あらかじめその配備につく職員を定め、職員にその旨を徹底するとともに、非常配備につく職員の氏名を市長公室長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 職員の動員要請</p>	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害対策本部</p> <p><u>(ア)</u> 小牧市に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、大雨、洪水、暴風の各特別警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p><u>(イ)</u> 小牧市に気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風の各警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p><u>(ウ)</u> 小牧市に気象業務法に基づく大雨、洪水の各注意報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p><u>(エ)</u> 市内に大規模な地震、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、市長が必要と認めたとき。</p> <p>(略)</p> <p>エ 非常連絡</p> <p>災害応急対策を円滑に実施するため平常時においても体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員要領は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 配備の編成</p> <p>各班の班長（課長等）は、小牧市非常配備基準に基づき、あらかじめその配備につく職員を定め、職員にその旨を徹底するとともに、非常配備につく職員の氏名を総務部長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 職員の動員要請</p>
62	<p>各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により市長公室長に通報するものとする。</p> <p>(カ) 動員状態の把握及び通報</p>	<p>各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により総務部長に通報するものとする。</p> <p>(カ) 動員状態の把握及び通報</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案												
64	<p>各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により<u>市長公室長</u>に通報するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本部員会議</p> <p>(略)</p> <p>イ 本部員会議の開催</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 本部員は会議の招集を必要と認めたときは、<u>市長公室長</u>はその旨を申し出るものとする。</p> <p>第2章 通信の運用</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="161 794 1137 1141"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 通信施設の応 急対応</td> <td>西日本電信電 話株式会社、株 式会社エヌ・テ ィ・テイ・ドコ モ、KDDI株 式会社</td> <td>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶 の解消</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第3節 通信施設の応 急対応	西日本電信電 話株式会社、株 式会社エヌ・テ ィ・テイ・ドコ モ、KDDI株 式会社	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶 の解消	<p>各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により<u>総務部長</u>に通報するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本部員会議</p> <p>(略)</p> <p>イ 本部員会議の開催</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 本部員は会議の招集を必要と認めたときは、<u>総務部長</u>はその旨を申し出るものとする。</p> <p>第2章 通信の運用</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1169 794 2145 1141"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 通信施設の応 急対応</td> <td>西日本電信電 話株式会社、株 式会社N T T ドコモ、KDD I株式会社</td> <td>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶 の解消</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第3節 通信施設の応 急対応	西日本電信電 話株式会社、株 式会社N T T ドコモ、KDD I株式会社	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶 の解消
区 分	機関名	主な措置												
第3節 通信施設の応 急対応	西日本電信電 話株式会社、株 式会社エヌ・テ ィ・テイ・ドコ モ、KDDI株 式会社	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶 の解消												
区 分	機関名	主な措置												
第3節 通信施設の応 急対応	西日本電信電 話株式会社、株 式会社N T T ドコモ、KDD I株式会社	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶 の解消												
65	<p>第1節 通信手段の確保</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(8) 孤立防止用無線電話の使用</p> <p>災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、孤立するおそれのある地域については、西日本電信電話（株）において孤立防止用無線電話（TZ-60型移動無線電話機）が設置されており、この無線電話を活用し、災害情報</p>	<p>第1節 通信手段の確保</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(削除)</p>												

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																												
69	<p>の報告等通信確保に努めるものとする。 <u>(9)～(11)</u></p> <p>第3節 通信施設の応急措置 2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社における措置</p>	<p><u>(8)～(10)</u></p> <p>第3節 通信施設の応急措置 2 株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</p>																												
71	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 25%;">事前</th> <th style="width: 25%;">被害発生中</th> <th style="width: 35%;">事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象台</td> <td>○警報の発表・伝達</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>市</td> <td>2(1)～(5) (略) (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	気象台	○警報の発表・伝達		→	区 分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)～(5) (略) (追加)	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 25%;">事前</th> <th style="width: 25%;">被害発生中</th> <th style="width: 35%;">事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象台</td> <td>○特別警報の発表・伝達</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>市</td> <td>2(1)～(5) (略) <u>2(12) 被災者台帳の作成</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	気象台	○特別警報の発表・伝達		→	区 分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)～(5) (略) <u>2(12) 被災者台帳の作成</u>
機関名	事前	被害発生中	事後																											
気象台	○警報の発表・伝達		→																											
区 分	機関名	主な措置																												
第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)～(5) (略) (追加)																												
機関名	事前	被害発生中	事後																											
気象台	○特別警報の発表・伝達		→																											
区 分	機関名	主な措置																												
第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)～(5) (略) <u>2(12) 被災者台帳の作成</u>																												
72	<p>第1節 気象情報等の伝達 2 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象・水象に関する<u>予報警報</u>の伝達系統 (図中) 愛知県 ⇒ (県防災行政無線) ⇒ 小牧市 ⇒ 住民等 (追加) (注) 1 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。</p>	<p>第1節 気象情報等の伝達 2 気象警報等の伝達系統 (1) 気象・水象に関する<u>特別警報・警報等</u>の伝達系統 (図中) 愛知県 ⇒ (県防災行政無線) ⇒ 小牧市 ⇒ 住民等 名古屋地方気象台 → 消防庁 → 小牧市 (注) 1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達方法。</p>																												

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
74	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市の措置</p> <p>（追加）</p>	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市の措置</p> <p>（12）被災者台帳の作成</p> <p><u>被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。</u></p>
76	<p>3 被害状況等の一般的収集・伝達系統</p> <p>（8）通報に対する市の措置。</p> <p>ア 警報等を受領した<u>市長公室長</u>は、関係部次長と気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送により職員に伝達する。</p> <p>イ 排水ポンプ停止等の通知を受領した<u>市長公室長</u>は市長に報告するとともに各機関に伝達する。</p> <p>ウ 市役所の防災行政無線を利用し、県から発表される警報等が遅滞なく受理できるようにする。</p> <p>エ 各次課長は、庁内放送又は<u>市長公室長</u>により警報等の伝達を受けた場合は速やかに、その内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとし、方法はおおむね次による。</p> <p>（略）</p>	<p>3 被害状況等の一般的収集・伝達系統</p> <p>（8）通報に対する市の措置。</p> <p>ア 警報等を受領した<u>総務部長</u>は、関係部次長と気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送により職員に伝達する。</p> <p>イ 排水ポンプ停止等の通知を受領した<u>総務部長</u>は市長に報告するとともに各機関に伝達する。</p> <p>ウ 市役所の防災行政無線を利用し、県から発表される警報等が遅滞なく受理できるようにする。</p> <p>エ 各次課長は、庁内放送又は<u>総務部長</u>により警報等の伝達を受けた場合は速やかに、その内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとし、方法はおおむね次による。</p> <p>（略）</p>
77	<p>オ <u>市長公室長</u>は警報等を受領してから、警戒の必要がないことが明らかになるまでの間、県等からの情報により絶えず状況の把握に努めなければならない。</p> <p>4 重要な災害情報の収集伝達</p>	<p>オ <u>総務部長</u>は警報等を受領してから、警戒の必要がないことが明らかになるまでの間、県等からの情報により絶えず状況の把握に努めなければならない。</p> <p>4 重要な災害情報の収集伝達</p>

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
82	<p>(追加)</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第2節 救援隊等による協力 (追加)</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <table border="1" data-bbox="183 989 1090 1045"> <tr> <td>実施担当</td> <td>交通防犯課、自衛隊</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	交通防犯課、自衛隊	<p>(3) 市、県は被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため安否情報の収集に努める。</p> <p>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第2節 救援隊等による協力 4 災害緊急事態</p> <p>内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <table border="1" data-bbox="1191 989 2098 1045"> <tr> <td>実施担当</td> <td>環境対策課、自衛隊</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	環境対策課、自衛隊
実施担当	交通防犯課、自衛隊					
実施担当	環境対策課、自衛隊					
86	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <table border="1" data-bbox="183 1189 1090 1244"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	福祉課、危機管理課	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <table border="1" data-bbox="1191 1189 2098 1244"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉総務課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	福祉総務課、危機管理課
実施担当	福祉課、危機管理課					
実施担当	福祉総務課、危機管理課					
89	<p>第5章 救出・救助対策 ■基本方針 ○ 救出に当たっては、<u>災害時要援護者</u>を優先する。</p>	<p>第5章 救出・救助対策 ■基本方針 ○ 救出に当たっては、<u>要配慮者</u>を優先する。</p>				

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																												
92	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="161 316 1131 518"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○近隣市町・県に対する応援要請 </td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="161 614 1131 810"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1) 地域災害医療対策会議への参画 1 (2) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (3) 近隣市町・県に対する応援要請 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	市		<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○近隣市町・県に対する応援要請 	→	区 分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	<ul style="list-style-type: none"> 1 (1) 地域災害医療対策会議への参画 1 (2) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (3) 近隣市町・県に対する応援要請 	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1169 316 2139 518"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 (削除) </td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1169 614 2139 810"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) 地域災害医療対策会議への参画 (削除) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	市		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 (削除) 	→	区 分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	<ul style="list-style-type: none"> 1 (1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) 地域災害医療対策会議への参画 (削除)
機関名	事 前	被害発生中	事 後																											
市		<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○近隣市町・県に対する応援要請 	→																											
区 分	機関名	主な措置																												
第1節 医療救護	市	<ul style="list-style-type: none"> 1 (1) 地域災害医療対策会議への参画 1 (2) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (3) 近隣市町・県に対する応援要請 																												
機関名	事 前	被害発生中	事 後																											
市		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 (削除) 	→																											
区 分	機関名	主な措置																												
第1節 医療救護	市	<ul style="list-style-type: none"> 1 (1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) 地域災害医療対策会議への参画 (削除) 																												
93	<p>第1節 医療救護</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、県が設置する地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るものとする。</p> <p>(2) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるものとする。</p> <p>4 医療救護班の編成・派遣等</p> <p>(3) 医療及び授産の方法</p> <p>キ 医療救護班の医薬品、その他衛生機材は、別に定める医療救護班医薬</p>	<p>第1節 医療救護</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、県が設置する地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>(2) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>4 医療救護班の編成・派遣等</p> <p>(3) 医療及び授産の方法</p> <p>キ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における</p>																												

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
94	<p><u>品・医療資機材一覧表に基づき災害用救急箱を整備しておくことを原則とする。</u></p> <p>6 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>（1）医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は<u>県</u>に調達の要請をする。</p> <p>（追加）</p>	<p><u>活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。</u></p> <p>6 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>（1）医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの<u>医薬品等</u>販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は<u>2次医療圏ごと</u>に設置される<u>地域災害医療対策会議</u>に調達の要請をする。</p> <p><u>（2）地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。</u></p> <p><u>（3）災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</u></p> <p><u>（4）県薬剤師会は市または県の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。</u></p>				
95	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <table border="1" data-bbox="183 1038 1088 1136"> <tr> <td data-bbox="183 1038 349 1136">実施担当</td> <td data-bbox="349 1038 1088 1136">福祉課、保健センター、環境対策課、廃棄物対策課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	実施担当	福祉課、保健センター、環境対策課、廃棄物対策課、危機管理課	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <table border="1" data-bbox="1184 1038 2089 1136"> <tr> <td data-bbox="1184 1038 1350 1136">実施担当</td> <td data-bbox="1350 1038 2089 1136">福祉総務課、保健センター、環境対策課、廃棄物対策課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	実施担当	福祉総務課、保健センター、環境対策課、廃棄物対策課、危機管理課
実施担当	福祉課、保健センター、環境対策課、廃棄物対策課、危機管理課					
実施担当	福祉総務課、保健センター、環境対策課、廃棄物対策課、危機管理課					
96	<p>4 健康管理</p> <p>（2）<u>災害時要援護者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</u></p> <p>6 避難所の生活衛生管理</p>	<p>4 健康管理</p> <p>（2）<u>要配慮者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</u></p> <p>6 避難所の生活衛生管理</p>				

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																
98	<p>(1) 県及び市は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水についてはとくに滅菌して使用する。</p> <p>(2) 避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理等の衛生指導を行う。</p> <p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="161 507 1135 849"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 交通対策</td> <td>市</td> <td>2(1) 路上放置車両等に対する措置 2(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力 2(3) 交通情報の提供</td> </tr> <tr> <td>自衛官、消防吏員</td> <td>3(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交通対策</p> <p>1 道路管理者及び県公安委員会（警察）における措置</p> <p>(1) 道路、橋りょう等の応急措置</p> <p>ア 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。</p> <p>イ 被害の状況を把握し、応急復旧計画を作成して、緊急復旧に努める。</p> <p>(2) 交通規制の実施</p> <p>ア 道路管理者及び県公安委員会（警察）は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があ</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 交通対策	市	2(1) 路上放置車両等に対する措置 2(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力 2(3) 交通情報の提供	自衛官、消防吏員	3(略)	<p>(1) 市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。</p> <p>(2) 避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。</p> <p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1158 507 2136 944"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 交通対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供</td> </tr> <tr> <td>自衛官、消防吏員</td> <td>2(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交通対策</p> <p>(削除)</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 交通対策	市	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供	自衛官、消防吏員	2(略)
区 分	機関名	主な措置																
第2節 交通対策	市	2(1) 路上放置車両等に対する措置 2(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力 2(3) 交通情報の提供																
	自衛官、消防吏員	3(略)																
区 分	機関名	主な措置																
第2節 交通対策	市	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供																
	自衛官、消防吏員	2(略)																
99																		

小牧市地域防災計画—風水害・原子力等災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	<p><u>ると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。</u></p> <p><u>イ 道路管理者及び警察は、通行の禁止・制限の規制を行うに当たっては、相互に連絡協議する。</u></p> <p><u>ウ 道路管理者又は警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。</u></p> <p><u>また、これら規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻そうを避けるため、代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通ができる限り支障のないよう努める。</u></p> <p><u>(3) 交通規制の方法</u></p> <p><u>災害発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 交通安全施設及び交通管制機器の確保</u></p> <p><u>緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を保持させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置する等の滅灯対策を実施し、路線上の交通を確保する。</u></p> <p><u>(5) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</u></p> <p><u>警察本部長は、緊急交通路の確保等を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 関係機関との緊密な連絡</u></p>	

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案						
100	<p>ア 法第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの輸送車両に対してもなされるので、警察（中部管区警察局、県警察本部）は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等につき、関係県、関係警察及び関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。</p> <p>イ 道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた警察又は市は、その道路管理者又は警察に速やかに通報する等、道路管理者と警察は緊密な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な措置がとられるよう配置する。</p> <p>2 警察における措置</p> <p>(1) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>ア 災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。</p> <p>(ア) その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じる。</p> <p>(イ) 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損する。</p> <p>イ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p> <p>(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力</p>	<p>1 県警察における処置</p> <p>(1) 緊急交通路の確保</p> <p>ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。</p> <p>イ 緊急交通路として交通規制を実施する場合は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。</p> <p>ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に行う。</p> <table border="1" data-bbox="1164 1093 2179 1428"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通行車両</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 </td> </tr> <tr> <td>規制除外車両</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類</p>	分類	態様	緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 	規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両
分類	態様							
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 							
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両 							

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案													
	<p><u>警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとる。</u></p> <p><u>(3) 交通情報の提供</u></p> <p><u>交通情報板等を活用し、交通規制及び道路の被災状況等に係る情報提供を実施する。</u></p>	<p><u>(3) 交通規制の実施</u></p> <table border="1" data-bbox="1176 319 2172 1468"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 319 1444 367">分類</th> <th colspan="2" data-bbox="1444 319 2172 367">態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 367 1444 1332"><u>初期対応</u></td> <td data-bbox="1444 367 1747 901"><u>交通情報の収集</u></td> <td data-bbox="1747 367 2172 901"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</u> ・ <u>道路の損壊が認められる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 901 1444 1332"></td> <td data-bbox="1444 901 1747 1332"><u>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</u></td> <td data-bbox="1747 901 2172 1332"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連携及び調整を行う。</u> ・ <u>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入規制を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1332 1444 1468"><u>第一局面（災害発生直後）</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1444 1332 2172 1468"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両に</u> </td> </tr> </tbody> </table>		分類	態様		<u>初期対応</u>	<u>交通情報の収集</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</u> ・ <u>道路の損壊が認められる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</u> 		<u>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連携及び調整を行う。</u> ・ <u>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入規制を行う。</u> 	<u>第一局面（災害発生直後）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両に</u> 	
分類	態様														
<u>初期対応</u>	<u>交通情報の収集</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</u> ・ <u>道路の損壊が認められる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</u> 													
	<u>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連携及び調整を行う。</u> ・ <u>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入規制を行う。</u> 													
<u>第一局面（災害発生直後）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両に</u> 														

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案	
			<p>については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</p> <p>・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</p> <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p>
		<p>第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も可能となった局面）</p>	<p>第一局面において交通規制の対象として車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>
		<p>（4）強制排除措置</p> <p>ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p>	

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
101	<p>3 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>4 自動車運転手の措置</p> <p>5 緊急通行車両の確認等</p> <p>（1）緊急通行車両の確認</p> <p><u>県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</u></p> <p>（2）緊急通行車両の届出</p> <p><u>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」（附属資料：様式第49号）を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</u></p> <p>（3）緊急通行車両の標章及び証明書の交付</p> <p><u>緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行</u></p>	<p>（5）<u>緊急通行車両の確認等</u></p> <p><u>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</u></p> <p><u>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</u></p> <p><u>ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</u></p> <p><u>エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。</u></p> <p>（6）<u>交通情報の収集及び提供</u></p> <p><u>交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。</u></p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>3 自動車運転手の措置</p> <p>（削除）</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																																						
110	<p>車両確認証明書」(附属資料：様式第50号)を、標章(附属資料：様式第51号)とともに申請者に交付する。</p> <p>6 相互協力</p> <p>第9章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の<u>災害時要援護者</u>への支援体制を整備するものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 30%;">事 前</th> <th style="width: 50%;">被害発生中</th> <th style="width: 10%;">事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td>(略) ○<u>災害時要援護者</u>の安否確認・避難誘導</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 75%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 避難の勧告・指示</td> <td>市</td> <td>1(1)(略) (追加) 1(2)報告(災害対策基本法第60条第3項) 1(3)、(4)(略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命を受けた職員)</td> <td>3(1)～(3)(略) (追加) 3(4)～(5)</td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>災害時要援護者対策</u></td> <td>市</td> <td>1(1)<u>要援護者</u>の安否確認・避難誘導 (追加) 1(2)～(5)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	市	(略) ○ <u>災害時要援護者</u> の安否確認・避難誘導			区 分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	市	1(1)(略) (追加) 1(2)報告(災害対策基本法第60条第3項) 1(3)、(4)(略)	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～(3)(略) (追加) 3(4)～(5)	第3節 <u>災害時要援護者対策</u>	市	1(1) <u>要援護者</u> の安否確認・避難誘導 (追加) 1(2)～(5)	<p>4 相互協力</p> <p>第9章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の<u>要配慮者</u>への支援体制を整備するものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 30%;">事 前</th> <th style="width: 50%;">被害発生中</th> <th style="width: 10%;">事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td>(略) ○<u>要配慮者</u>の安否確認・避難誘導</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 75%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 避難の勧告・指示</td> <td>市</td> <td>1(1)(略) <u>1(2)知事等への助言の要求</u> 1(3)報告(災害対策基本法第60条第4項) 1(4)、(5)(略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命を受けた職員)</td> <td>3(1)～(3)(略) <u>3(4)市長への助言</u> 3(4)～(5)</td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>要配慮者対策</u></td> <td>市</td> <td>1(1)<u>要配慮者</u>の安否確認・避難誘導 <u>1(2)避難行動要支援者の避難支援</u> 1(3)～(6)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	市	(略) ○ <u>要配慮者</u> の安否確認・避難誘導			区 分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	市	1(1)(略) <u>1(2)知事等への助言の要求</u> 1(3)報告(災害対策基本法第60条第4項) 1(4)、(5)(略)	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～(3)(略) <u>3(4)市長への助言</u> 3(4)～(5)	第3節 <u>要配慮者対策</u>	市	1(1) <u>要配慮者</u> の安否確認・避難誘導 <u>1(2)避難行動要支援者の避難支援</u> 1(3)～(6)
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																					
市	(略) ○ <u>災害時要援護者</u> の安否確認・避難誘導																																							
区 分	機関名	主な措置																																						
第1節 避難の勧告・指示	市	1(1)(略) (追加) 1(2)報告(災害対策基本法第60条第3項) 1(3)、(4)(略)																																						
	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～(3)(略) (追加) 3(4)～(5)																																						
第3節 <u>災害時要援護者対策</u>	市	1(1) <u>要援護者</u> の安否確認・避難誘導 (追加) 1(2)～(5)																																						
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																					
市	(略) ○ <u>要配慮者</u> の安否確認・避難誘導																																							
区 分	機関名	主な措置																																						
第1節 避難の勧告・指示	市	1(1)(略) <u>1(2)知事等への助言の要求</u> 1(3)報告(災害対策基本法第60条第4項) 1(4)、(5)(略)																																						
	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～(3)(略) <u>3(4)市長への助言</u> 3(4)～(5)																																						
第3節 <u>要配慮者対策</u>	市	1(1) <u>要配慮者</u> の安否確認・避難誘導 <u>1(2)避難行動要支援者の避難支援</u> 1(3)～(6)																																						

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="156 167 336 215"></td> <td data-bbox="336 167 1131 215">1 (6) 外国人への情報提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 215 336 263">県</td> <td data-bbox="336 215 1131 263">(略)</td> </tr> </table>		1 (6) 外国人への情報提供	県	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 167 1332 215"></td> <td data-bbox="1332 167 2179 215">1 (7) 外国人への情報提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 215 1332 263">県</td> <td data-bbox="1332 215 2179 263">(略)</td> </tr> </table>		1 (7) 外国人への情報提供	県	(略)
	1 (6) 外国人への情報提供									
県	(略)									
	1 (7) 外国人への情報提供									
県	(略)									
111	<p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 (略)</p> <p>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>災害時要援護者</u>に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（<u>災害時要援護者避難</u>）情報を伝達する。 (追加)</p> <p>(2) 報告（災害対策基本法第60条第3項） (3)、(4) (略)</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(1)～(3) (略) (追加)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。</p>	<p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 (略)</p> <p>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>要配慮者</u>に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（<u>要配慮者避難</u>）情報を伝達する。 <u>なお、周囲の被害状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p>(2) <u>知事等への助言の要求</u></p> <p><u>市長は、避難のために立退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は知事に対して助言を求めることができる。</u></p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） (4)、(5) (略)</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>市長への助言</u></p> <p><u>知事は、市長から避難のための立ち退きの勧告等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。<u>県は、</u></p>								

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	<p>(追加)</p> <p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。(追加)</p>	<p><u>市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。</u></p> <p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。<u>(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、必要に応じて国が協議等を代行する。)</u></p>
112	<p>4 警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による措置</p> <p>市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p>	<p>4 警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による措置</p> <p>市長による避難指示ができないと認めるとき、<u>もしくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき</u>、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立ち退き<u>又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</u></p>
113	<p>8 避難の措置と周知</p> <p>市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。(追加)</p>	<p>8 避難の措置と周知</p> <p>市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。<u>また、市長はインターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</u></p>
114	<p>9 避難の誘導等</p> <p>(2) 避難誘導及び移送</p> <p>避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職団員、市役所職員等が誘導を行う。誘導に当たってはできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとして、<u>災害時要援護者</u>の避難を優先して行う。</p> <p>(略)</p> <p>なお、避難誘導、安否確認の実施に当たっては、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮</p>	<p>9 避難の誘導等</p> <p>(2) 避難誘導及び移送</p> <p>避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職団員、市役所職員等が誘導を行う。誘導に当たってはできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとして、<u>避難行動要支援者</u>の避難を優先して行う。</p> <p>(略)</p> <p>なお、避難誘導、安否確認の実施に当たっては、<u>避難行動要支援者</u>に十分配慮</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
115	<p>するように努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>第2章 避難所の開設</p> <table border="1" data-bbox="183 363 1088 459"> <tr> <td data-bbox="183 363 349 459">実施担当</td> <td data-bbox="349 363 1088 459">生活交流課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p>災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>2 避難所の指定</p> <p>市は、次の事項を勘案して、あらかじめ避難所を選定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得た上で、指定するものとする。</p>	実施担当	生活交流課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課	<p>するように努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>第2章 避難所の開設</p> <table border="1" data-bbox="1191 363 2096 459"> <tr> <td data-bbox="1191 363 1357 459">実施担当</td> <td data-bbox="1357 363 2096 459">協働推進課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>2 避難所の指定</p> <p>市は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。</p>	実施担当	協働推進課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課
実施担当	生活交流課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課					
実施担当	協働推進課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課					
116	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 避難所内に災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じて次の救援を行う。なお、必要に応じて福祉施設への入所、避難者に対する各種相談業務、負傷者に対する応急医療、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅被災者に対して、避難所において生活支</p>	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じて次の救援を行う。なお、必要に応じて福祉施設への入所、避難者に対する各種相談業務、負傷者に対する応急医療、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電</p>				

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
118	<p>援を行うこと。</p> <p>第3節 災害時要援護者支援対策</p> <table border="1" data-bbox="183 363 1088 555"> <tr> <td>実施担当</td> <td>災害時要援護者対策は、以下の区分による。 障がい者:福祉課 高齢者:長寿介護課 外国人:生活交流課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>要援護者の安否確認・避難誘導</u></p> <p>地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、<u>要援護者</u>へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。 (追加)</p>	実施担当	災害時要援護者対策は、以下の区分による。 障がい者:福祉課 高齢者:長寿介護課 外国人:生活交流課	<p>気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅<u>避難者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>第3節 要配慮者支援対策</p> <table border="1" data-bbox="1184 363 2089 555"> <tr> <td>実施担当</td> <td>要配慮者対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者:福祉総務課、地域福祉課、介護保険課 外国人:シティプロモーション課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u></p> <p>地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、<u>避難行動要支援者</u>へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u></p> <p>地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、<u>避難行動要支援者</u>へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u></p> <p>ア <u>避難のための情報伝達</u></p> <p><u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者</u>に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール、SNS等のインターネットサービスを通じた情報提供など複数の手段を組み合わせるとともに、<u>障がい者等</u>にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p> <p>イ <u>避難行動要支援者の避難支援</u></p> <p><u>平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者</u>については、<u>名簿情報に基づいて避難支援</u>を行う。その際、<u>避難支援等関係者の安全</u></p>	実施担当	要配慮者対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者:福祉総務課、地域福祉課、介護保険課 外国人:シティプロモーション課
実施担当	災害時要援護者対策は、以下の区分による。 障がい者:福祉課 高齢者:長寿介護課 外国人:生活交流課					
実施担当	要配慮者対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者:福祉総務課、地域福祉課、介護保険課 外国人:シティプロモーション課					

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
123	<p>(2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市は被災した要援護者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要援護者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 外国人への情報提供 市国際交流協会、各種ボランティア団体や外国人集住都市会議と連携し、通訳ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図るものとする。</p> <p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給 第3節 生活必需物資の供給</p> <table border="1" data-bbox="190 1428 1086 1476"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉課</td> </tr> </table>	実施担当	福祉課	<p><u>の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講じる。</u> <u>また平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</u></p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認 <u>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</u></p> <p>エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応 <u>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。また、その移送方法や見守り体制について整えておくものとする。</u></p> <p>(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。</p> <p>(4) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>(7) 外国人への情報提供 市国際交流協会、各種ボランティア団体や外国人集住都市会議と連携し、通訳ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図るものとする。</p> <p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給 第3節 生活必需物資の供給</p> <table border="1" data-bbox="1198 1428 2094 1476"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉総務課</td> </tr> </table>	実施担当	福祉総務課
実施担当	福祉課					
実施担当	福祉総務課					

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																												
125	<p>第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 20%;">事 前</th> <th style="width: 20%;">被害発生中</th> <th style="width: 20%;">事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td> ○水害廃棄物処理計画の策定 → ○処理体制の確立 → </td> <td> ○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理） </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 75%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 産業廃棄物 処理計画</td> <td>市</td> <td>1 (1) 産業廃棄物処理計画の策定 1 (2)、(3) (略) 2 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	市	○水害廃棄物処理計画の策定 → ○処理体制の確立 →	○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）		区 分	機関名	主な措置	第2節 産業廃棄物 処理計画	市	1 (1) 産業廃棄物処理計画の策定 1 (2)、(3) (略) 2 (略)	<p>第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 20%;">事 前</th> <th style="width: 20%;">被害発生中</th> <th style="width: 20%;">事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td> (削除) (削除) </td> <td> ○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理） </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 75%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 産業廃棄物 処理計画</td> <td>市</td> <td>1 (1) 産業廃棄物処理<u>実行</u>計画の策定 1 (2)、(3) (略) 2 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	市	(削除) (削除)	○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）		区 分	機関名	主な措置	第2節 産業廃棄物 処理計画	市	1 (1) 産業廃棄物処理 <u>実行</u> 計画の策定 1 (2)、(3) (略) 2 (略)
機関名	事 前	被害発生中	事 後																											
市	○水害廃棄物処理計画の策定 → ○処理体制の確立 →	○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）																												
区 分	機関名	主な措置																												
第2節 産業廃棄物 処理計画	市	1 (1) 産業廃棄物処理計画の策定 1 (2)、(3) (略) 2 (略)																												
機関名	事 前	被害発生中	事 後																											
市	(削除) (削除)	○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）																												
区 分	機関名	主な措置																												
第2節 産業廃棄物 処理計画	市	1 (1) 産業廃棄物処理 <u>実行</u> 計画の策定 1 (2)、(3) (略) 2 (略)																												
126	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「環境省防災業務計画」により、災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成する等、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成17年6月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を参考に、被害状況を調査し、水害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理計画を策定して、迅速に処理を進める。</p> <p>(図中)</p>	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理<u>実行</u>計画の策定</p> <p>市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「環境省防災業務計画」により、災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成する等、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、被害状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理<u>実行</u>計画を策定して、迅速に処理を進める。</p> <p>(図中)</p>																												
127	<p>(社) 愛知県産業廃棄物協会</p>	<p>(一社) 愛知県産業廃棄物協会</p>																												

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案						
141	<p>2 応援協力関係</p> <p>（追加）市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。</p> <p>第15章 航空災害対策</p> <p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>（図中）</p> <table border="1" data-bbox="161 746 537 896"> <tr><td>県尾張県民事務所</td></tr> <tr><td>県防災局</td></tr> <tr><td>県警本部</td></tr> </table>	県尾張県民事務所	県防災局	県警本部	<p>2 応援協力関係</p> <p>市は、地震等の災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を愛知県と県下全市町村及び下水管理者と締結している。市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。</p> <p>第15章 航空災害対策</p> <p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>図中</p> <table border="1" data-bbox="1162 746 1538 896"> <tr><td>愛知県尾張県民事務所</td></tr> <tr><td>愛知県防災局</td></tr> <tr><td>愛知県警察本部</td></tr> </table>	愛知県尾張県民事務所	愛知県防災局	愛知県警察本部
県尾張県民事務所								
県防災局								
県警本部								
愛知県尾張県民事務所								
愛知県防災局								
愛知県警察本部								
144	<p>2 市における措置</p> <p>（2）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令</p> <p>空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。</p> <p>（追加）</p> <p>第16章 鉄道災害対策</p> <p>1 鉄軌道事業者における措置</p> <p>（1）県、中部運輸局又は国土交通省への連絡</p> <p>大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努</p>	<p>2 市における措置</p> <p>（2）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令</p> <p>空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。</p> <p>また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事に助言を求めることができる。</p> <p>第16章 鉄道災害対策</p> <p>1 鉄軌道事業者における措置</p> <p>（1）県、中部運輸局又は国土交通省への連絡</p> <p>大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、</p>						

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
145	<p>め、速やかに県、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。</p> <p>2 市における措置</p> <p>（2）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 （追加）</p>	<p>速やかに県、<u>警察、市町村</u>、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。</p> <p>2 市における措置</p> <p>（2）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求めることができる。</u></p>
146	<p>3 情報の伝達関係</p> <p>（図中）</p> <div data-bbox="168 651 537 702" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>県警本部</p> </div>	<p>3 情報の伝達関係</p> <p>（図中）</p> <div data-bbox="1164 651 1541 702" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><u>愛知県警察本部</u></p> </div>
147	<p>第17章 道路災害対策</p> <p>2 市における措置</p> <p>（2）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 （追加）</p>	<p>第17章 鉄道災害対策</p> <p>2 市における措置</p> <p>（2）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求めることができる。</u></p>
148	<p>3 情報の伝達関係</p> <p>（図中）</p> <div data-bbox="168 1184 537 1332" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><u>県防災局</u> （県災害対策本部）</p> <p><u>県警本部</u></p> </div>	<p>3 情報の伝達関係</p> <p>（図中）</p> <div data-bbox="1164 1184 1541 1332" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><u>愛知県防災局</u> （県災害対策本部）</p> <p><u>愛知県警察本部</u></p> </div>
149	<p>第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p> <p>■基本方針</p>	<p>第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p> <p>■基本方針</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
151	<p>(追加)</p> <p>第1節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>2 情報の伝達関係</p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="165 507 537 555" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>県警本部</p> </div> <p>第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(6) 市民等への的確な情報伝達</p> <p>県、警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。</p> <p>情報提供及び広報に当たっては、<u>災害時要援護者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="165 1088 537 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>県警本部</p> </div>	<p>○ 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</p> <p>第1節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>2 情報の伝達関係</p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="1167 507 1538 555" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>愛知県警察本部</p> </div> <p>第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(6) 市民等への的確な情報伝達</p> <p>県、警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。</p> <p>情報提供及び広報に当たっては、<u>要配慮者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="1167 1088 1538 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>愛知県警察本部</p> </div>
153	<p>第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>2 県における主な措置</p> <p>(4) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>(略)</p> <p>また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して一般環境中の空間放射線量率の測定を<u>実施</u>し、その調査</p>	<p>第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>2 県における主な措置</p> <p>(4) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>(略)</p> <p>また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して一般環境中の空間放射線量率の測定を<u>さらに強化</u>し、その調</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
154	<p>結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。</p> <p>3 市における措置</p> <p>（2）市民等への的確な情報伝達</p> <p>県と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。</p> <p>情報提供及び広報に当たっては、<u>災害時要援護者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p> <p>（4）国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</p> <p>（略）</p> <p>なお、避難誘導に当たっては、<u>災害時用援護者</u>とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>（5）広域避難活動</p> <p>国からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の提供及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート^{（追加）}の調整を行う。</p>	<p>査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。</p> <p>3 市における措置</p> <p>（2）市民等への的確な情報伝達</p> <p>県と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。</p> <p>情報提供及び広報に当たっては、<u>要配慮者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p> <p>（4）国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</p> <p>（略）</p> <p>なお、避難誘導に当たっては、<u>要配慮者</u>とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>（5）広域避難活動</p> <p>国からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の提供及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート^{（追加）}の調整を行う。また、県は広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、スクリーニングあるいは除染等の作業に係る関連資機材の調達について、<u>立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。</u></p>
155	<p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>（3）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令</p> <p>必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去</p>	<p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>（3）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令</p> <p>必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
159	<p>等を命令する。 (追加)</p> <p>第21章 大規模な火事災害対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 (追加)</p>	<p>を命令する。 <u>また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p>第21章 大規模な火事災害対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>
162	<p>第22章 林野火災対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 (追加)</p>	<p>第22章 林野火災対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>
163	<p>(4) 防火水そう、自然水利等による消防活動 <u>直ちに火災現場に出動し、消防水利、防火水そう、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。</u></p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="161 1278 539 1378" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県防災局 (県災害対策本部)</p> </div> <p>第23章 地階等における都市ガス災害対策</p>	<p>(4) 防火水そう、自然水利等による消防活動 <u>直ちに火災現場に出動し、防火水そう、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。</u></p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="1167 1278 1541 1378" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>愛知県防災局 (県災害対策本部)</p> </div> <p>第23章 地階等における都市ガス災害対策</p>

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
164	<p>1 市における措置</p> <p>（3）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p>（追加）</p>	<p>1 市における措置</p> <p>（3）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>				
167	<p>第24章 住宅対策</p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <table border="1" data-bbox="183 603 1088 660"> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課、資産税課、市民税課（追加）</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>市は、災害のため住家に被害が生じた場合、<u>り災証明の発行</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>（略）</p>	実施担当	建築課、資産税課、市民税課（追加）	<p>第24章 住宅対策</p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <table border="1" data-bbox="1182 603 2087 660"> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課、資産税課、市民税課、<u>予防課</u></td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>市は、災害のため住家に被害が生じた場合、<u>罹災証明書の交付</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>（略）</p>	実施担当	建築課、資産税課、市民税課、 <u>予防課</u>
実施担当	建築課、資産税課、市民税課（追加）					
実施担当	建築課、資産税課、市民税課、 <u>予防課</u>					
169	<p>第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>（2）住宅の応急修理</p> <p>（略）</p> <p>エ 修理の期間</p> <p>災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>（3）障害物の除去</p>	<p>第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>（2）住宅の応急修理</p> <p>（略）</p> <p>エ 修理の期間</p> <p>災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>（3）障害物の除去</p>				

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
	<p>(略)</p> <p>エ 除去の期間 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>エ 除去の期間 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>				
172	<p>第25章 文教災害対策</p> <p>第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置</p> <table border="1" data-bbox="183 603 1088 659"> <tr> <td>実施担当</td> <td>子育て支援課、教育総務課、学校教育課</td> </tr> </table>	実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課	<p>第25章 文教災害対策</p> <p>第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置</p> <table border="1" data-bbox="1189 603 2094 659"> <tr> <td>実施担当</td> <td>こども政策課、教育総務課、学校教育課</td> </tr> </table>	実施担当	こども政策課、教育総務課、学校教育課
実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課					
実施担当	こども政策課、教育総務課、学校教育課					
174	<p>第2節 教育施設及び教職員の確保</p> <table border="1" data-bbox="183 758 1088 813"> <tr> <td>実施担当</td> <td>子育て支援課、教育総務課、学校教育課、学校給食課</td> </tr> </table>	実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課、学校給食課	<p>第2節 教育施設及び教職員の確保</p> <table border="1" data-bbox="1189 758 2094 813"> <tr> <td>実施担当</td> <td>保育課、教育総務課、学校教育課、学校給食課</td> </tr> </table>	実施担当	保育課、教育総務課、学校教育課、学校給食課
実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課、学校給食課					
実施担当	保育課、教育総務課、学校教育課、学校給食課					
175	<p>第3節 応急な教育活動についての広報</p> <table border="1" data-bbox="183 909 1088 965"> <tr> <td>実施担当</td> <td>子育て支援課、教育総務課、学校教育課</td> </tr> </table>	実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課	<p>第3節 応急な教育活動についての広報</p> <table border="1" data-bbox="1189 909 2094 965"> <tr> <td>実施担当</td> <td>保育課、教育総務課、学校教育課</td> </tr> </table>	実施担当	保育課、教育総務課、学校教育課
実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課					
実施担当	保育課、教育総務課、学校教育課					
	<p>第4節 教科書・学用品等の給与</p> <table border="1" data-bbox="183 1066 1088 1121"> <tr> <td>実施担当</td> <td>子育て支援課、教育総務課、学校教育課</td> </tr> </table>	実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課	<p>第4節 教科書・学用品等の給与</p> <table border="1" data-bbox="1189 1066 2094 1121"> <tr> <td>実施担当</td> <td>保育課、教育総務課、学校教育課</td> </tr> </table>	実施担当	保育課、教育総務課、学校教育課
実施担当	子育て支援課、教育総務課、学校教育課					
実施担当	保育課、教育総務課、学校教育課					
180	<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払いを受けるために必要となる<u>災証明</u>について、早期に被災者</p>	<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払いを受けるために必要となる<u>罹災証明書</u>について、<u>その交付が遅滞な</u></p>				

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																		
181	<p>に交付するものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他資金等による支援</td> <td>市</td> <td>1 (1) 義援金品等の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び 災害援護資金の貸付け (追加)</td> </tr> <tr> <td>第2節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>(追加) 1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 義援金その他資金等による支援 1 市における措置 (追加)</p> <p>3 県社会福祉協議会における措置（生活福祉資金の貸付） 「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 義援金その他資金等による支援	市	1 (1) 義援金品等の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び 災害援護資金の貸付け (追加)	第2節 住宅等対策	市	(追加) 1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談	<p><u>く行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u></p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他資金等による支援</td> <td>市</td> <td>1 (1) 義援金品等の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び 災害援護資金の貸付け <u>1 (3) 罹災証明書の交付等</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td><u>1 (1) 応急仮設住宅の建設</u> 1 (2) 災害公営住宅の建設 1 (3) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 義援金その他資金等による支援 1 市における措置 <u>(3) 罹災証明書の交付等</u> <u>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u> <u>また、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>3 県社会福祉協議会における措置（生活福祉資金の貸付） 「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 義援金その他資金等による支援	市	1 (1) 義援金品等の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び 災害援護資金の貸付け <u>1 (3) 罹災証明書の交付等</u>	第2節 住宅等対策	市	<u>1 (1) 応急仮設住宅の建設</u> 1 (2) 災害公営住宅の建設 1 (3) 被災住宅等の復旧相談
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第1節 義援金その他資金等による支援	市	1 (1) 義援金品等の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び 災害援護資金の貸付け (追加)																		
第2節 住宅等対策	市	(追加) 1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談																		
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第1節 義援金その他資金等による支援	市	1 (1) 義援金品等の募集・受付・配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び 災害援護資金の貸付け <u>1 (3) 罹災証明書の交付等</u>																		
第2節 住宅等対策	市	<u>1 (1) 応急仮設住宅の建設</u> 1 (2) 災害公営住宅の建設 1 (3) 被災住宅等の復旧相談																		

小牧市地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
183	<p>たり150万円を貸付上限額の目安として<u>災害援護資金</u>を貸付け民生委員による必要な援助・指導を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 住宅等対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>（追加）</p> <p>（1）災害公営住宅の建設</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>（2）被災住宅等の復旧相談</p> <p>被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p>	<p>150万円を貸付上限額の目安として<u>福祉資金</u>を貸付け民生委員による必要な援助・指導を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 住宅等対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）<u>応急仮設住宅の建設</u></p> <p><u>家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。（第3編 第25章「住宅対策」参照）</u></p> <p>（2）災害公営住宅の建設</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、県が市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>（3）被災住宅等の復旧相談</p> <p>被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p>

